

## 社会福祉法人梅香会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人梅香会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の報酬等)

第3条 役員及び評議員の報酬については次の通りとする。

(1) 評議員

評議員会への出席 日額1,500円

(2) 理事

理事会等会議への出席 日額1,500円

(3) 監事

監事監査及び理事会等会議への出席 日額1,500円

(公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の規準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日より適用する